

障害者福祉援助論

- これから現場に行くあなたに！ -

第11回

社会福祉制度が時代で変容していく「怖さ」

千葉 晃央

福祉制度が時代で変容する「怖さ」

社会福祉の授業や講義では、その根拠として日本国憲法や法律が用いられることが多い。憲法13条において「すべて国民は、個人として尊重される」と、個人の人権を最大限保障しています（「基本的人権の尊重」）。憲法25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされています。さらに、様々な「〇〇福祉法」等の福祉関連法があり、福祉活動の根拠となっています。

憲法や法律は、時代によって大きく異なります。変遷があるのは当然です。過去に用いた法律も現状を反映していないとして、いずれ古くなっていきます。そして、次の法律ができていくのです。つまり、現在用いている法律もいずれ古くなるので

す。

とはいえ、人々の暮らしにおいて必要なことはそんなに変わるのでしょうか。人々が暮らす中でお互いに助け合い、相補的に暮らしてきた実態は不変です。法律があるか、ないか以前に人の暮らしがあるのです。つまり、法律を根拠にできるのは暮らしの一部分でしかありません。そんな中で「法律に基づいて福祉を行っていたら、それでいいのか？」「疑いを持たずに、法律がただ正しいとして福祉業務を行っていたらいいのか？」という法律すら、危ういという事例を取り上げます。今回は、憲法も法律も異なる、日本という国を舞台に行われた（過去の）福祉活動を取り上げ、社会福祉制度が時代で変容していく「怖さ」について考えます。

軍事保護院推薦 『聖戦交響楽』

紙芝居で『聖戦交響楽』というのが上演されていたのは戦時中です。発行は1941年4月。真珠湾攻撃の以前です。この物語では、音楽家が戦地にいき、視力を失って帰ってきます。元軍人が主人公です。帰国後に、戦地での経験をもとに壮大な楽曲を作曲し、コンサートを開き、大成功を収める物語です。この中で、師弟愛（軍隊時代の上官が激励に来る）、家族愛（不自由な暮らしを家族が助ける）、傷痍軍人への敬意（まちでも、大切にされる）、その時代が求めている人間としての成長（男尊女卑的）が描かれています。

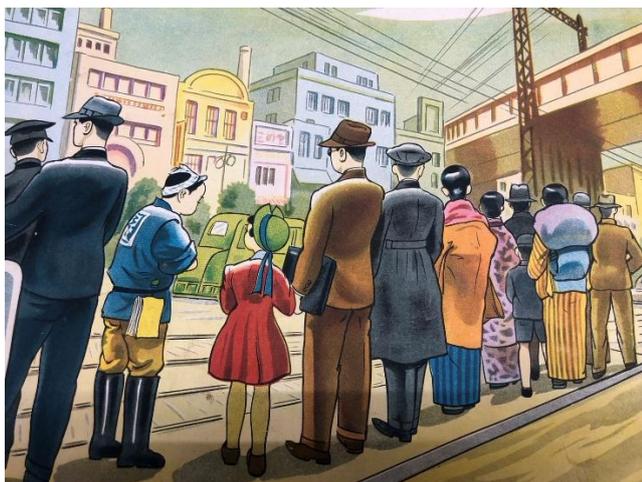
こうした紙芝居は「国策紙芝居」といわれています。国策として作成、上演を進めました。戦意高揚、忠誠心の醸成、軍事援護精神の形成等を目的に、厚生省（現厚生労働省）の外局が紙芝居を用いることを決定し、行われました。つまり、国がほぼ直接決めた方針です。

大衆性、教育性、芸術性の心地よさ

紙芝居の優位性は、視覚的にも伝達できることです。多くの人、つまり日本語の読み書きが苦手な人たち、子どもたちを含め、大衆に向けたメッセージを届ける方法として機能しました。

上演の1つの場所は教育機関でした。全国津々浦々に多くの伝える場所があり、さらに演者である大人がいる。さらに多くの聴衆に伝えることができる権威があり、場所もあったからです。こうした「大衆性」と「教育性」をベースにしています。また、「絵」と「物語」という表現活動を用いるため、応用できる技術や手法がすでにありました。人の心を打ち、心を揺さぶる「芸術性」も3つ目の特徴とされています。こうした特徴は、戦時に人心を掌握し、国家のコントロール下にするに





は便利な手法とされたというのは想像できます。

『聖戦交響楽』では、主人公、つまり盲目となった元傷病兵である音楽家は出かける時に、自分の子どもに手引き（手や肩をもって誘導）をしてもらって外に出かけます。セリフでもこれは障害者家族、傷痍軍人家族の中の「子どもの役目」と断言されています。そして、公共の交通機関では、傷痍軍人ということで国のために奉公をした偉い人として周囲の人々から優しく敬愛され、不自由なく移動している様子が描かれています。



また、戦地でお世話になった上官である元部隊長が訪問に来て、その絆の尊さも強調されます。また、盲目であることの神秘性を描写するような場面もあります。雷に打たれたかのように、作曲のアイデアが舞い降りるのです。さらに野営で経験する自然への畏怖の念もそこに加えられています。そして、これらの根拠となったのは、命を投げ出して未来のために、国のために行動した人のみが経験する「戦地の体験」があったからこそ、芸術的に素晴らしい音楽ができたとします。体験がいかに聖なるもので、価値ある体験のように位置づけられています。



福祉職も「国策紙芝居」を上演

こうした国策紙芝居は数百単位の作品があり、各地で使われました。私の手元にある2点は、祖父が残したものです。なんでも私に、いいタイミングがあれば渡すようにと、祖父は父に託したそうです。他にも「支那事変従軍記章」や「ゲートル」とともに紙芝居3点（うち1点は戦後の紙芝居）が残されました。祖父は戦中、傷痍軍人となり、国内で過ごします。地域の役、自治体職員もしていたので、その中で国策紙芝居を用いたと伝えています。戦後はGHQ（連合軍最高司令官

総司令部) が日本に入ってきました。国策紙芝居を持っていると戦争にたくさん協力した「戦争犯罪者として逮捕される」と噂になり、各所でこうした紙芝居は焼却されたといひます。その中でこっそりと隠していたのが祖父で、なかなかの根性と機転と少しのチャレンジ精神と遊び心です。



この紙芝居を上演したのは、小中学校の教員、自治体職員に加え、「方面委員」もかかわったといわれています。方面委員は今でいう、「民生委員」です。つまり、福祉の担い手の役割です。

本来、方面委員は制度で福祉に関する業務が当てられていました。それは地域の困っている人をサポートする役割です。例えばお金がなくて困っている人に支援をしたり、病気で動けない人に行政サービスを届けたりです。それが戦時中に変容していくのです。軍人遺家族の援護、軍人援護事業、銃後後援事業、軍国化に向けた国民精神総動員運動による教化事業…が方面委員の役割となっていきました。そのきっかけは軍事扶助法(1937)の制定とされています。

1945年にGHQが日本にきて、こうした紙芝居も検閲され淘汰されます。祖父からの紙芝居3つのうち、「国策紙芝居」ではない残りの1つの紙芝居は戦後のもので、ユーモアにあふれています。

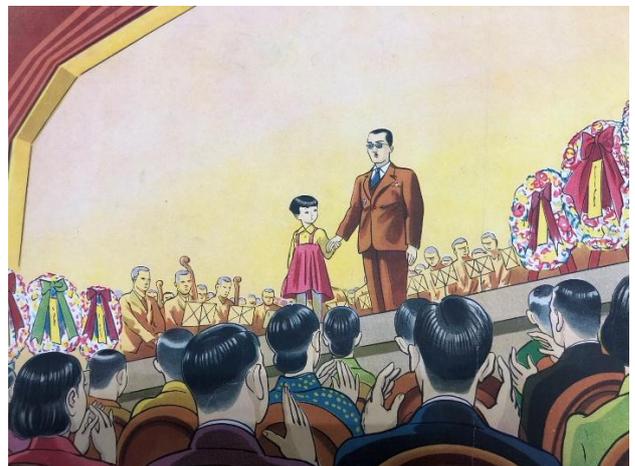
「火の用心」をテーマにした内容です。しかもお寺が舞台で坊主と小坊主さんの軽妙なやり取りが

描かれています。戦前、戦後の数年でガラッと様々なものが急激に変わったことがよくわかります。



「あきお、きけ。おじいちゃんの…」

福祉職は法律の言いなりではよくありません。福祉職に限ったことではありません。まずは自分自身の頭で考えることです。法律は変わります。法律名は変わらなくても、微調整で内容がどんどん本来の目的から逸れて変わっていくこともあります。歴史では劇的な変化が一瞬で起こることがあります。でもそれは少ないでしょう。それよりも日夜じわじわ侵食するのは、法律名は変わらず、





拡大したり、運用の仕方を変えたりする緩やかな変化でしょう。福祉職は利用者さんを通して、住民の暮らしを見て、それに対する策である福祉サービスを駆使します。福祉の法制度と住民の生活実態双方に詳しいところにいるのです。だからこそ、自分で考え、時には行動もしていくこと、そういう事態があることをまずは話題にしていくことが大切でしょう。同じく国策紙芝居を上演した教育現場、自治体の職員も同様です。

私たちが根拠に使っている法律も大丈夫でしょうか。立案時の精神は忘れられていませんか？そもそも、法律がなくても、人間なら「目の前にそういう事実があればするでしょ」というのも社会福祉活動であったりもするのです。人々の暮らしの現実に、法律の方があっているのか？を確認しな



ければいけません。

1970年代ぐらいまでの小説や映画には、元特攻隊員や戦争体験を引きずる人々の苦悩が頻繁に登場します。「あきお、きけ。おじいちゃんの若い頃は軍隊でこうやって敬礼して…、お前もやってみろ…、んでね！だらだらしてたら駄目よ。もっとびしっと、そうでないとビンタでバーンって…」祖父がそうして、軍隊時代のことを話していたことを今でも思い出します。軍備も。そもそもは守るため。攻めるため、国民を不幸にするためではない。福祉だって同じです。国民に寄与する社会福祉制度になっているかを、常に観察をしていくことが求められます。

【参考文献・引用文献】

- ・安田常雄 編 (2018)『国策紙芝居からみる日本の戦争』勉誠出版
- ・大串潤児 編著 (2022)『国策紙芝居：地域への視点・植民地の経験』御茶の水書房

BACK ISSUES

「障害者福祉援助論」

対人援助学マガジン 43号～/2020年12月～

「付け加えることができる価値は何か？」

対人援助学マガジン 52～58号/2023年3月～2024年9月

「援助職の未来 1～2」

対人援助学マガジン 41～42号/2020年6月～2020年9月

「対談企画 教育と福祉の連携を模索する」

対人援助学マガジン 16号/2014年3月

「障害を持つ友達と過ごすとは？巻末座談会」

対人援助学マガジン 6号/2011年9月

「1工程@1円～知的障害者の労働現場 1～40」

対人援助学マガジン 1号～40号/2010年6月～2020年3月